

各経済産業局電力安全課御担当殿

原子力安全・保安院
電力安全課運営班長

電気工事士法に基づく特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証に係る事務の取扱いについて

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成16年法律94号）の施行に伴う経済産業省設置法の改正、及び鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成16年政令第328号）の施行により、平成17年4月1日より電気工事士法に係る事務が経済産業局から産業保安監督部に移管され、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令（平成17年経済産業省令第21号）による改正後の電気工事士法施行規則（以下「改正施行規則」という。）が施行されることから、電気工事士法第4条の2に基づく特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付及び書換えに係る事務について、平成17年4月1日以降下記のとおり取り扱うこととしてください。

なお、平成元年12月15日付け「特種電気工事資格者認定証交付申請等に関する受付事務について」（資源エネルギー庁公益事業部技術課発出文書）、平成3年3月15日付け「特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者認定証の再交付、書換えについて」（資源エネルギー庁公益事業部技術課運営班長発出文書）及び平成13年4月25日付け「特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の記載事項について」（原子力安全・保安院電力安全課運営班長発出文書）は、平成17年3月31日限りで廃止します。

記

1. 特種電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付番号について

改正施行規則様式第5の5及び様式第5の6表面中の認定証の交付番号は、産業保安監督部長による事務委任により産業保安監督部の支部長又は中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長が認定証の交付事務を行う場合については、交付番号の産業保安監督部名は、次の表の左欄に掲げる当該事務委任された者に応じ、同表の右欄のとおりとすること。

事務委任された者	交付番号に付す名称
関東東北産業保安監督部東北支部長	関東東北産業保安監督部（東北）
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長	中部近畿産業保安監督部（北陸）
中部近畿産業保安監督部近畿支部長	中部近畿産業保安監督部（近畿）
中国四国産業保安監督部四国支部長	中国四国産業保安監督部（四国）

2. 認定証の再交付について
新規の認定証を作成し、認定証の裏面の記載欄に再交付の理由及び年月日を裏書きし、産業保安監督部長の印を押印すること。

例　紛失により平成17年4月1日再交付　印

3. 認定証の書換えについて
認定証の裏面の記載欄に書換えの内容及び年月日を裏書きし、産業保安監督部長の印を押印すること。

例　〇〇への改姓により平成17年4月1日書換え　印

4. 通商産業局長又は経済産業局名で交付された認定証の再交付及び書換えについて
通商産業局長又は経済産業局名で交付された認定証の再交付又は書換えを行う場合は、当該再交付又は書換えがなされた認定証の交付番号は、元の交付番号（「通商産業局名 第 号」又は「経済産業局名 第 号」）とすること。